

ア ス ク

Advise and Support Care services

介護サービス相談サポートセンター
福祉サービス第三者評価機関
地域密着型サービス外部評価機関

アスクニュースレター No. 25

2007年7月6日

発行 特定非営利活動法人アスク
発行人 佐藤由紀子

〒325-0074 栃木県那須塩原市松浦町118-189

TEL/FAX: 0287-62-4310

E-mail: npo.asc@nasuinfo.or.jp

web: <http://www4.nasuinfo.or.jp/~asc/>

理事からのメッセージ

「よう、分からんよ！ 介護保険ってどがんなとっとう？」

陣内雄次

私は九州佐賀県の田舎で生まれ育った。単なる田舎ではなく、「ど」がつく田舎だ。夏はきちんと死にたくなるほど暑く、また蚊も滅茶苦茶がんばる。なのに、冬はそれなりにがつんと寒くなる。だけど、そんな田舎も良いところは沢山ある。私の母は91歳で永眠した。晩年は、ヘルパーさんなどの助けを受けながら父が面倒をみていた。若い頃遊びほうけて、母にツライ思いをさせた償いという感じだったらしい。そんな父をヘルプしてくれたのはヘルパーさんだけではない。隣近所のヒトビトがなんやかんやと助けてくれたらしい。（「らしい」というのは、私は直接その現場を見て確認している訳ではないので。）

今のところ父は、近くに住む兄嫁やヘルパーさんのヘルプで自立して生活している。先日、田舎に帰省した際、兄嫁が私をキッと睨みながら発した一言が、「よう、分からんよ！ 介護保険ってどがんなとっとう？」である。つまり、「よく分からないわ。介護保険ってどうなってるの？」ということだ。（ムムム、標準語にするとなんともしまりがないな～～）

マスコミが最近盛んに取り上げているように、介護保険制度が大幅に改正されて、介護現場が混乱しているという。ということは、当然ながら受益者も「どがんなとっとう？」と困り果てている人が多いようだ。当制度は3年に一回見直すことが当初から決まっていたし、制度が硬直化しないためにも、時勢に合わせていくためにも定期的な見直しは必要なことではある。しかし、先日の教育放送に出演していたケアマネージャーが言っていたように、「介護の現場に希望を持ってない」若者が夢破れて他の職業に就くということが普通になってしまっている現状は普通ではなく異常である。

アスクは、このような介護保険制度が抱える課題の適正化に向けて是非ともがんばらなければいけない。「介護保険ってよかね～」とみんなが思えるものに、みんなでしていきたいものである。

（アスク理事・宇都宮大学教育学部教授）

5月13日(日) 那須塩原市いきいきふれあいセンターにて、2007年度の総会を開催しました。16名の会員(ならびに15通の委任状)の参加を得て、前年度の事業報告・決算報告、本年度の事業計画・予算のご承認をいただきました。

アスク事業の振り返りと2007年度への展望

(2007年度アスク総会資料より抜粋)

介護保険改正

アスクは介護保険制度のスタートとともに2000年5月に設立し、今年8年目を迎えています。アスク設立のきっかけとなった介護保険制度は、昨年度、大きな改正が行われ、地域包括支援センターの設置、新予防給付の開始、地域密着型サービスとして小規模多機能型居宅介護という新しい介護サービス事業の創設、介護サービス情報の公表制度の開始など、高齢者介護に大幅な変化が生まれました。地域によっては保険料が大きく値上がりしたところもあります。国の誘導で、サービスの給付抑制の圧力が高まり、特に介護度の低い高齢者が要介護から要支援への移行に伴いケアマネジャーの変更を余儀なくされたり、サービスが使えなくなる現象が生じています。

障害者自立支援法

障害者福祉においても、2005年度の「障害者自立支援法」の成立を受けて、サービスの仕組みが大きく変わりました。利用者にとっては利用料の一部自己負担や食費の自己負担によって、授産施設や作業所などでの工賃との逆ざやが生じ、利用を控える傾向があることや、事業所にとっては、事業運営の組み替えを数年以内に終えなければならないという、大きな時代のうねりに曝されています。また、精神障害者の福祉も支援法の中に組み入れられましたが、ケアマネジメントやケースワークについて、一人ひとりにあった支援ができていないか、ニーズに合うサービスが地域に十分用意されているかは、今後の課題として残されているのが現状です。

2006年度のアスクの活動

このような環境の中で、アスクは市民からの苦情相談の受け皿になることが求められています。2006年度はアスクに対して、福祉制度の問い合わせや苦情相談が数件見られました。また、認知症高齢者グループホームの一事業者から運営推進会議のメンバーに委嘱され、入居契約書で市民による第三者相談機関として紹介されました。これは、アスクの活動が認知されてきたことを示しているものといえます。

福祉制度や福祉環境が大きく変わる中、情報の収集と市民への正しい情報の提供や啓発活動は必要不可欠です。2006年度は改正介護保険制度の学習会と「『障害者自立支援法』を問い直す」というテーマのシンポジウムを開催しました。一方でニュースレターの発行とホームページの充実が求められていますが、未だ十分な状態とはいえ今後課題です。

福祉サービス第三者評価事業

福祉サービスの質の向上を図り、市民への情報開示の一端を担う「福祉サービス第三者評価」制度は、栃木県でも2005年度後半にスタートしました。2006年度には事業者向けの第三者評価合同相談会がとちぎ福祉サービス第三者評価推進機構(栃木県会福祉協議会内に設置)主催で実施されましたが、第三者評価を実施する県内の事業者は一桁台にとどまっています。アスクは、2006年度に2件の保育所の評価を受託し、栃木県の制度外ですが、高齢者通所介護事業所1件の評価を行い、第三者評価事業で栃木県ではパイオニア的な存在となっています。

2007年度の事業展望

福祉制度の大きな改革の渦の中にある現在、「福祉サービスの利用者の自立と自己決定が尊重され、市民としての権利や人権を主張できるよう支援し、福祉サービスや福祉政策がかかえている問題解決に必要な事業、ならびに福祉サービスの質を向上させる事業を行うとともにだれもが安心して生活できる地域社会の構築に寄与すること」というアスクのミッション（定款第3条）を実現させるために、第三者相談機関として市民からの苦情・相談に応じ、福祉諸制度の理解普及・啓発のための活動の必要性が増しています。また、利用者が適切なサービスを選択するために必要な情報を提供し、事業者のサービス向上を図る手助けができる公平かつ客観的な機関として、アスクへの

期待がますます高まっています。

2007年度は、制度改正によってサービス利用者の暮らしがどのように変わったか実態把握に努め、ニュースレターやホームページ等の情報発信の充実を図るとともに、相談事業、講演会や学習会の企画、講師派遣、さらに、福祉サービス第三者評価や地域密着型サービス（認知症高齢者グループホームおよび小規模多機能型居宅介護事業所）の外部評価等、事業の拡大と財政の安定をめざします。事業所が第三者評価を実施する気運を高めるためにも、広報活動の強化は重要課題とします。また、会員数を増やし、事務局、理事、顧問さらに活動に参加できる会員の協力を得て、事業が充実するよう努めます。

（理事長・佐藤由紀子）

2007年度事業計画

（1）福祉サービスに関する相談および解決支援事業

福祉制度、福祉サービスに関して高齢者や家族からの苦情や相談を受け付け、解決への支援を行う。

福祉サービス事業者の職員からの苦情や相談を受け付け、解決への支援を行う。

（2）福祉に関する情報の収集提供・調査・研究事業

ニュースレターの発行

ホームページの充実

県内市町村の介護保険に関する調査と報告書の作成、サービス利用者の実態把握

（3）福祉サービスの第三者評価事業

第三者評価に関する研修

第三者評価に関する事業

栃木県内の福祉サービス事業者に対する第三者評価

東京都内の福祉サービス事業者に対する第三者評価

東京都内の福祉サービス事業所の利用者に対する調査

栃木県地域密着型サービス外部評価

第三者評価および外部評価に関する運営ならびに情報収集・普及啓発活動

（4）福祉に関するセミナー、シンポジウム等の開催事業

福祉に関するセミナーや講演会の企画運営

福祉に関する講座への講師派遣

（5）福祉施策に対する提言事業

高齢者保健福祉施策に関する調査研究をし、行政に対して市民提案をする

福祉制度および介護保険法改正に関する情報収集

ハスカップ・セミナー 2007「サービスを考える」シリーズ No.02

介護保険改正 1年目の検証と課題

講師：服部万里子（立教大学コミュニティ福祉学部教授、ケアマネージャー）

日時：2007年6月12日(火)18:30～20:30 会場：東京しごとセンター第2セミナー室

大きな改正が行われた介護保険、一年が経ちさまざまな問題が浮上しています。「この改正が何だったのか」「コムスンの問題が起こる背景は何か」。ご自身がケアマネージャーとしても活動している服部万里子先生のお話を聞く機会がありましたので、内容を抜粋して報告します。講義のレジメとメモから以下の文章を書き起こしておりますので、筆者の理解不足や誤解があるかもしれません。その責めは筆者が負うものであることを予めお断りしておきます。（佐藤由紀子）

はじめに

介護保険のサービス利用者数は450万人（高齢者の17%）、給付総額は7兆円に達した。厚労省は予測済みの数値であったものの、昨年の改正で、サービス給付の抑制と事業所規制へ政策を転換した。そのことによって、サービスの利用ができなくなって困る利用者と報酬が減って赤字になる事業者がでることになった。

介護保険制度改定のポイント

要介護1～5…介護給付（ケアマネがケアプランを立てる）

要支援1・2…新予防給付（地域包括支援センターの保健師が予防プランを立てる）
施設・ショート・デイの自費負担がアップ（食費、家賃相当分など）

介護療養型医療施設の廃止（5年後には全廃、受け皿として老健施設の増設、地域密着型サービスで対応）

地域密着型サービスの創設（小規模多機能型居宅介護、グループホーム、認知症対応通所介護、夜間訪問介護その他）

福祉人材の資格強化（ケアマネの資格更新制度、介護福祉士の増員、主任ケアマネの創設）

情報開示、事業所指定更新制、罰則強化

地域包括支援センター、地域支援事業の創設

課題の検証

課題 要支援者の自立支援は進んでいるか

・地域包括支援センターは予防プランの作成に追

われ、本来の業務とされている地域ネットワークづくり、虐待への対応、さまざまな人的資源の開拓などができていない。結果、要支援者の生活を活性化し自立を図る取り組みが遅れている。

・介護度が低く判定され、今まで利用できていたサービスが利用できず、自費で利用する（電動ベッドの購入など）高齢者も増えている。

・改正前のサービス利用率は要介護1の場合77%、要支援の場合は65%であった。改正後、要介護1の利用率は変わらないが、要支援2が61.5%、要支援1は55.3%に下がっている。下がった理由はさまざま考えられるが、予防プランと利用者のニーズが合っているかという観点も含めて、市町村で検証する必要がある。

課題 重度中心型への転換は進んでいるか

・療養型医療施設の廃止は5年後に向けて着々と進んでいる。

・しかし、地域での受け皿とされている小規模多機能型居宅介護や夜間訪問介護は、経営が困難と危惧されていて、予定通りには増えていない。

・在宅で中・重度者を介護している場合の虐待が顕在化してきた。地域包括支援センターの取組の再考が必要。

課題 多様な経営主体による競争激化が介護サービスの質を高めたか

・訪問介護事業や通所介護事業に占める営利企業の割合が増加している。

・一部営利企業は、サービスを複合化して、介護

保険では儲けは薄いですが、営利事業へ誘導すると儲けが出てくるしくみを作っている。その際、在宅ケアやケアマネジメントは、儲かる利用者を選別するための究極のマーケティングに悪用できる。

- ・医療法人による有料老人ホーム経営が可能となって、医療で利用者を選別し、お客を誘導することもできる。

- ・介護保険はもともとはそんなに儲かる制度ではなく、無理をする大手企業が不正（名義貸し、架空請求など）を行って収益を拡大している。

- ・結果的に見れば、劣悪な待遇で優秀な人材は集まらず、介護の質は高まるどころか下がってきている。

課題 要介護者・介護者の負担は軽減できたか

- ・介護保険は家族がケアすることが前提のしくみで、独居や老夫婦、子どもが仕事のために昼間独居となる高齢者には負担感が強い。

- ・家族ケアが困難な場合、順番待ちが多くてすぐには特養や老健に入れるわけではなく、劣悪でも見てくれる施設に入所させる。（浦安で問題となった施設は、利用料月額15万円だが、介護保険外の施設で設置基準の規制はなく、当直を置かず夜間は利用者を縛り、排泄ケアを行わない状態）

- ・在宅でケアが十分ではないと、状態は悪化し、悪化することによって施設入所が可能となる、という自立支援を謳った介護保険の理念とはかけ離れた現実がある。

- ・軽度要介護者は独居が多く、生活の支援が必要となるが、予防給付では十分な援助が受けられず、自費によるサービス提供を受けることになる。

課題 高齢者虐待

- ・高齢者虐待には次の5種類がある。

- 1) 身体的虐待
- 2) 養護を著しく怠ること
- 3) 心理的虐待
- 4) 性的虐待
- 5) 経済的虐待

受講者から、介護職に相応の給与が支払われるためにはどうすればよいか、との質問が出ました。

服部先生からは、「事業所に支払われる介護報酬は、利用者の介護度によって決まった額になっており、人件費に充てられる費用には限界がある。介護報酬をアップさせるためには財源をどうするかにかかっていて、介護保険の総額に占める税金割合を現在の50%より多くするか、保険料を上げるか、保険料の負担者を30歳まで引き下げるか、ということになる。介護保険の制度設計について市民も積極的に論議に加わり、納得のできる制度にしていかなければならない」という答えがかえってきました。

ボールは、我々の手元に投げ返されています。アスクも頑張らなくてはなりません。

- ・家族による虐待は深刻化している。

- ・しかし、虐待者の半分は自分が虐待をしているとの自覚がなく、虐待を受けている高齢者の30%は受けているとの自覚がない。

- ・介護放棄による死亡も続出している。

- ・ケアマネの8割が虐待事例を持っている。（服部の調査）従って、虐待防止や高齢者の保護のために果たすケアマネの役割は大きい。

- ・虐待に至る前の段階で対処できるようなしくみや、介護者への支援が必要。

課題 ケアマネジメントは機能できているか

- ・居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）は経営が困難で2桁の赤字が継続。

- ・指定取り消し事例は訪問介護事業所について2番目に多い。

- ・居宅介護支援事業所への苦情も2番目に多い。

- ・困難事例（家族関係のこじれ、利用者等の理解不足、認知症、独居、介入拒否等）を抱えている。

- ・ケアマネのなり手がいない。ケアマネを辞めて元の看護師や介護職へ戻っていく。

展望「ケアマネジメントを新たなステージへ」

- ・ケアマネやサービス事業者が萎縮しては要介護者と家族の生活は守れない。プランを吟味し、必要な援助をプランに導入することを、専門職の責任と誇りで貫こう。

- ・多職種（医療、福祉、住宅他）の連携で要介護者の在宅生活の継続と介護者の負担軽減を図り、介護の安心を取り戻そう。

- ・利用者の声を代弁し、次期介護保険改訂に現場の声を反映させよう。

最後に

コムスンの問題で辞めざるを得ないヘルパーやケアマネが、独立して事業を立ち上げることができるよう、サポートしたい。



小竹雅子（おだけ・まさこ）
56年生まれ。81年より「障害児を普通学校へ・全国連絡会」事務局として、障害のある子どもたちの就学運動を支援。03年より「市民福祉情報オフィス・ハスカップ」を主宰。メール・ミニコミ「市民福祉情報」の無料配信、介護保険や社会保障制度の連続セミナーを企画。岩波ブックレットに『こう変わる！介護保険』『もっと知りたい！国会ガイド』（共著）など。

岩波ブックレット No.700 介護情報Q & A

小竹雅子 著

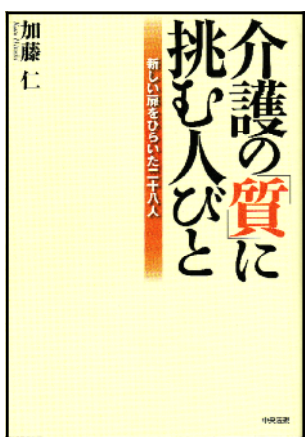
岩波書店 刊

700円+税

2007年5月9日発行

介護保険には制度上の“ややこしく、小難しい”言葉がたくさん出てきます。昨年の制度改正では、「地域包括支援センター」や「介護予防サービス」「地域密着型サービス」「介護サービス情報の公表」等の用語が新しく加わりました。この本では、「利用者」とか「事業者」など基本的な用語も含めて、これらの言葉を一つ一つ取り上げ、介護保険の制度をQ & A方式でわかりやすく解説しています。また、介護保険上のサービスの他、制度の間隙を埋めるインフォーマルなサービス（移送サービスなど）についても解説を加え、どのような団体がそのサービスを提供しているかの情報も盛り込んでいます。

介護保険は、各市町村で保険料やサービスの基盤整備（どんな種類の事業がいくつ設置されているか）の程度が異なり、また、独自のサービスを実施する自治体もありますので、地域の情報は地元で探す必要はありますが、介護保険や高齢者の生活上の困りごと・悩み事について、解決の糸口となる情報が欲しいとき、とても役に立つ一冊です。



加藤 仁（かとう・ひとし）
47年生まれ。雑誌編集者を経てノンフィクション作家として独立。主な著書に『定年後』（岩波新書）『定年後パソコンと暮らす』（文春新書）『定年後の居場所を創る』（中央公論新社）『社長の椅子が泣いている』（講談社）など多数。

介護の「質」に挑む人びと ～新しい扉を開いた二十八人

加藤 仁 著

中央法規 刊

1800円+税

2007年5月1日発行

ルポライターの著者が、各地で働く介護職に取材して、介護専門職の総合雑誌『おはよう21』（中央法規刊）に連載していた文章を補筆しまとめたものです。「私としては介護職のみならず介護に直面した一般の人たちにも、自分の肉親が受けている介護がはたして真っ当であるかどうかを見定めてもらいたくて著した」とあとがきに書いているように、各地で制度の枠を超えて、時には行政とけんかをしてまでも、「利用者のための」介護事業に取り組む多彩で先進的な事例が満載されています。

同じ著者の『介護を創る人びと～地域を変えた宅老所・グループホームの実践』（中央法規刊・2001年10月）も併せておススメします。

二十八人の言葉の中に、介護の世界の“熱”と“涼風”を同時に感じることができるでしょう。

この欄への投稿を歓迎いたします。おススメの書籍（新本、旧本を問わず）をご紹介ください

ケアマネさん、あなたのつぶやきを聞かせてください！

医療費の削減に貢献

「Aさん、薬がきちんと飲んでいないようです」「薬が多くて混乱しています」デイサービスに持参する薬を見たデイの看護師からの相談の電話でした。

前任のケアマネから引継ぎ、やっとお互い慣れた頃でした。早速、訪問しました。

Aさんの飲んでる薬をすべて見せて頂きました。なんと2つの医療機関から13種類もの薬が処方されていました。服用方法は、1日1回朝食後3種類、1日1回夕食後1種類、1日2回朝・夕食後1種類、1日3回朝・昼・夕食前2種類、1日3回朝・昼・夕食後6種類となっていました。これでは混乱するはずです。

その上、胃酸分泌抑制薬のガスターとオメラップが、胃粘膜保護剤のアルサG顆粒とトワーズレン顆粒が処方されていました。薬品名は違いますが同じ薬効の薬が、別々の医療機関から出されていました。オメラップは長期服用ができませんが長期に出されていました。その他、何故処方されているのか疑問な薬もありました。

そこで、「2医療機関の受診で、薬の服用が複雑になり混乱しています。現在服用している薬のリストを一欄にしてみました。服用に関して気をつけることを教えて頂きたく申し上げる次第です。」と医師に伝えました。ほんとうは、「薬を減らすことは可能でしょうか。」と言いたかったのですが、「そこは察して...」との思いでした。

結果は3種類に減りました。その後、Aさんは体調も良く元気にデイに通っています。おまけに医療費も削減できたことになります。(S)

アスクの活動から～福祉サービスの評価活動

《地域密着型サービス外部評価》 WAM NET (<http://www.wam.go.jp/>)

ファミリーケア有限会社「グループホームおおぞら」(宇都宮市) 評価結果公表

ミツイ商事有限会社「小規模多機能ホーム清雲台ケアセンター」(大田原市) 評価結果公表

現在、東京都で特養と通所介護事業所の第三者評価に取り組んでいます。

インフォメーション

ドキュメンタリー映画「終わりよければすべてよし」(羽田澄子監督作品)

6月2日～7月27日 岩波ホール 当日料金：一般1800円/シニア・学生1500円

すべての人にとって、絶対に避けられないのが死です。しかし、自分がどのような死を迎えるかは誰にもわかりません。現在、ほとんどの人が病院で死を迎えています。自宅での安らかな死を望んでも、往診してくれる医師も少なく、難しい状態です。この映画は日本での先進的な在宅医療、さらにオーストラリア、スウェーデンの状況も取材し、終末期医療が緊急課題であると問いかけています。(パンフレットより)

小山市で開業している医療法人アスムの太田秀樹医師の活動も紹介されています。

上映時間等詳しくは 岩波ホールホームページ <http://www.iwanami-hall.com/>

インフォメーション

電話相談「介護保険ホットライン」

ホットライン電話番号 03 - 3260 - 7767

期間限定：7月9日(月)・10日(火)・11日(水) 毎日10:00～16:00

- ・介護保険を利用する人、介護する人、働く人たちの困っていることや、悩んでいることを教えてください
- ・介護保険制度について、介護サービスについて
- ・厚労省や行政に届けたい意見、提言、苦情 etc.

匿名でも受け付けます。気軽に電話してみてください。

詳細は <http://haskap.net/news/kaigohot200707.html>

主催：介護保険ホットライン企画委員会

NPO法人老いを考える会“諒” / NPO法人特養ホームを良くする市民の会 /
NPO法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン /
高齢者介護情報誌『Better Care』編集部 / 全国マイケアプラン・ネットワーク /
市民福祉情報オフィス・ハスカップ

ホットラインに寄せられた悩み、問題、課題をまとめた報告書が作成されます。

(アスクニュースレター紙上でも紹介します)

福祉サービス第三者評価事業シンポジウム

日時：8月31日(金) 13:00～16:45 (12:30受付)

会場：とちぎ福祉プラザ 多目的ホール

行政説明：「社会福祉法人指導監査と福祉サービス第三者評価の位置付け」

栃木県保健福祉部保健福祉課検査指導班 班長 開原和男

評価機関PR：各評価機関による自己PR

パネルディスカッション：「福祉サービス第三者評価の効果的な活用とは」

パネリスト 福祉サービス第三者評価を受審した事業者 2事業者

福祉サービス第三者評価を行った評価機関 2機関 (アスクも出演します)

コーディネーター とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構委員長 鈴木勇二

評価機関ガイダンス：評価機関への相談会

主催：とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構

参加費：無料 定員200名(先着順)

申込：申込締切 2007年7月31日(火)

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構(栃木県社会福祉協議会内)担当：大野、高橋

〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内

TEL 028-622-7555 FAX 028-622-2316

E-mail info@tfhs.jp URL <http://www.tfhs.jp>

次号のニュースレターは10月発行予定です。読者からの情報や投稿を歓迎いたします。
表のページの宛先に、9月末までにお寄せください。